

岐阜県公報

第 五 十 一 号

令和元年十月二十九日

(火曜日)

目 次

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 三二七^ハ

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

(子ども家庭課) 三二七

告 示

土砂災害警戒区域の指定

(砂 防 課) 三二九

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 三二九

土砂災害警戒区域の指定

(同) 三三〇

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 三三一

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十二号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表ねんりんピック推進事務局の項中「交流大会事業係」の下に「宿泊輸送係」を加える。

附 則

この規則は、令和元年十一月一日から施行する。

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十三号

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和四十年岐阜県規則第六十九号)

の一部を次のように改正する。

第一条中「及び令第三十八条」を「令第三十八条、令附則第七条第九項及び令附則第八条第三項」に改める。

第四条中「含む。」の下に「及び令附則第七条第五項」を加える。

第七条の二中「第八条第三項ただし書」の下に「(令附則第七条第九項において準用する場合を含む。)」を、「第三十一条の六第三項ただし書」の下に「(令附則第八条第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第七条の四中「及び令第三十八条」を「令第三十八条、令附則第七条第九項及び令附則第八条第三項」に改める。

第八条第三項中「前二項の」を「前三項の規定による」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「別記第十五号様式の二」を「別記第十五号様式の三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 令附則第七条第六項(令附則第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子臨時児童扶養等資金(父子臨時児童扶養資金) 据置期間延長申請書(別記第十五号様式の二) にその者の前年の所得を証明する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

第十六条中「及び令第三十八条」を「令第三十八条、令附則第七条第九項及び令附則第八条第三項」に改める。

第十七条第一項中「及び令第三十八条」を「令第三十八条、令附則第七条第九項及び令附則第八条第三項並びに改正令附則第四条第十項」に改め、同条第二項中「及び令第三十八条並びに改正令附則第四条第八項」を「令第三十八条、令附則第七条第九項及び令附則第八条第三項」に改め、「含む。」の下に「及び改正令附則第四条第八項」を加える。

別表中「見込であることの証明書」を「見込みであることの証明書」に改め、同表に次のように加える。

母子臨時児童扶養等資金及び父子臨時児童扶養資金	令和元年七月三十一日までに児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第六条第一項の認定の請求をしたことが確認できる書類の写し
児童養育資金	令和元年八月分及び十一月分の児童扶養手当の額が確認できる書類の写し

別記第十五号様式の二中「改」を「更正」、「据置期間」を「据置期間を」、「購入」を「購入」に改め、同様式を別記第十五号様式の三とし、別記第十五号様式の次に次の一様式を加える。

第15号様式の2 (第8条関係)

年 月 日

岐阜県知事様

借受人 住所
氏名 ①

母子臨時児童扶養等資金 (父子臨時児童扶養資金) 据置期間延長申請書

下記のとおり、母子臨時児童扶養等資金 (父子臨時児童扶養資金) の据置期間を延長してくださるよう申請します。

記

貸付決定	決定年月日	整理番号
	申請に係る資金の貸付期間	日から日までの
貸付期間の総額		円
据置期間最終日	年 月 日	
延長を申請する期間	年 月 日から	年 月 日まで

注 前年の所得を証明する書類を添付すること。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律第五十七号) 第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年十月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
深萱	坂祝町深萱	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
勝山7	坂祝町勝山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒岩	坂祝町黒岩	次の図のとおり	土石流
勝山	坂祝町勝山	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び坂祝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律第五十七号) 第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年十月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
深萱	坂祝町深萱	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
勝山7	坂祝町勝山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒岩	坂祝町黒岩	次の図のとおり	土石流
勝山	坂祝町勝山	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務
所及び坂祝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律
第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、
同条第四項の規定により告示する。

令和元年十月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
神測1	七宗町神測	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神測2	七宗町神測	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神測3	七宗町神測	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神測4	七宗町神測	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

神測18	七宗町神測	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神測17	七宗町神測	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神測16	七宗町神測	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神測15	七宗町神測	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神測14	七宗町神測	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神測13	七宗町神測	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川並2	七宗町川並	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川並1	七宗町川並	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上麻生10	七宗町上麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上麻生9	七宗町上麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上麻生8	七宗町上麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上麻生7	七宗町上麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上麻生6	七宗町上麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上麻生5	七宗町上麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上麻生4	七宗町上麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上麻生3	七宗町上麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上麻生2	七宗町上麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上麻生1	七宗町上麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神測12	七宗町神測	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神測11	七宗町神測	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神測10	七宗町神測	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神測9	七宗町神測	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神測8	七宗町神測	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神測7	七宗町神測	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神測6	七宗町神測	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神測5	七宗町神測	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

神測 25	神測 24	神測 23	神測 22	神測 21	神測 20	神測 19	神測 18	神測 17	神測 16	神測 15	神測 14	神測 13	神測 12	神測 11	神測 10	神測 9	神測 8	神測 7	神測 6	神測 5	神測 4	神測 3	神測 2	神測 1	神測 19	
七宗町神測																										
次の図のとおり																										
土石流	急傾斜地の崩壊																									

神測 26	神測 33	神測 32	神測 31	神測 30	神測 29	神測 28	神測 27	川並	中麻生 2	中麻生 1	上麻生 6	上麻生 5	上麻生 4	上麻生 3	上麻生 2	上麻生 1	神測 26
七宗町神測	七宗町川並	七宗町中麻生	七宗町中麻生	七宗町上麻生	七宗町上麻生	七宗町上麻生	七宗町上麻生	七宗町上麻生	七宗町上麻生	七宗町神測							
次の図のとおり																	
土石流																	

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年十月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

神測 33	七宗町神測	次の図のとおり	土石流
神測 32	七宗町神測	次の図のとおり	土石流
神測 31	七宗町神測	次の図のとおり	土石流
神測 30	七宗町神測	次の図のとおり	土石流
神測 29	七宗町神測	次の図のとおり	土石流
神測 27	七宗町神測	次の図のとおり	土石流
中麻生 1	七宗町中麻生	次の図のとおり	土石流
上麻生 6	七宗町上麻生	次の図のとおり	土石流
上麻生 5	七宗町上麻生	次の図のとおり	土石流
上麻生 4	七宗町上麻生	次の図のとおり	土石流
上麻生 3	七宗町上麻生	次の図のとおり	土石流

令和元年十月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社